

環 境 委 員 会 資 料
令 和 3 年 3 月 12 日

【陳情の審査】

陳情第 7 2 号

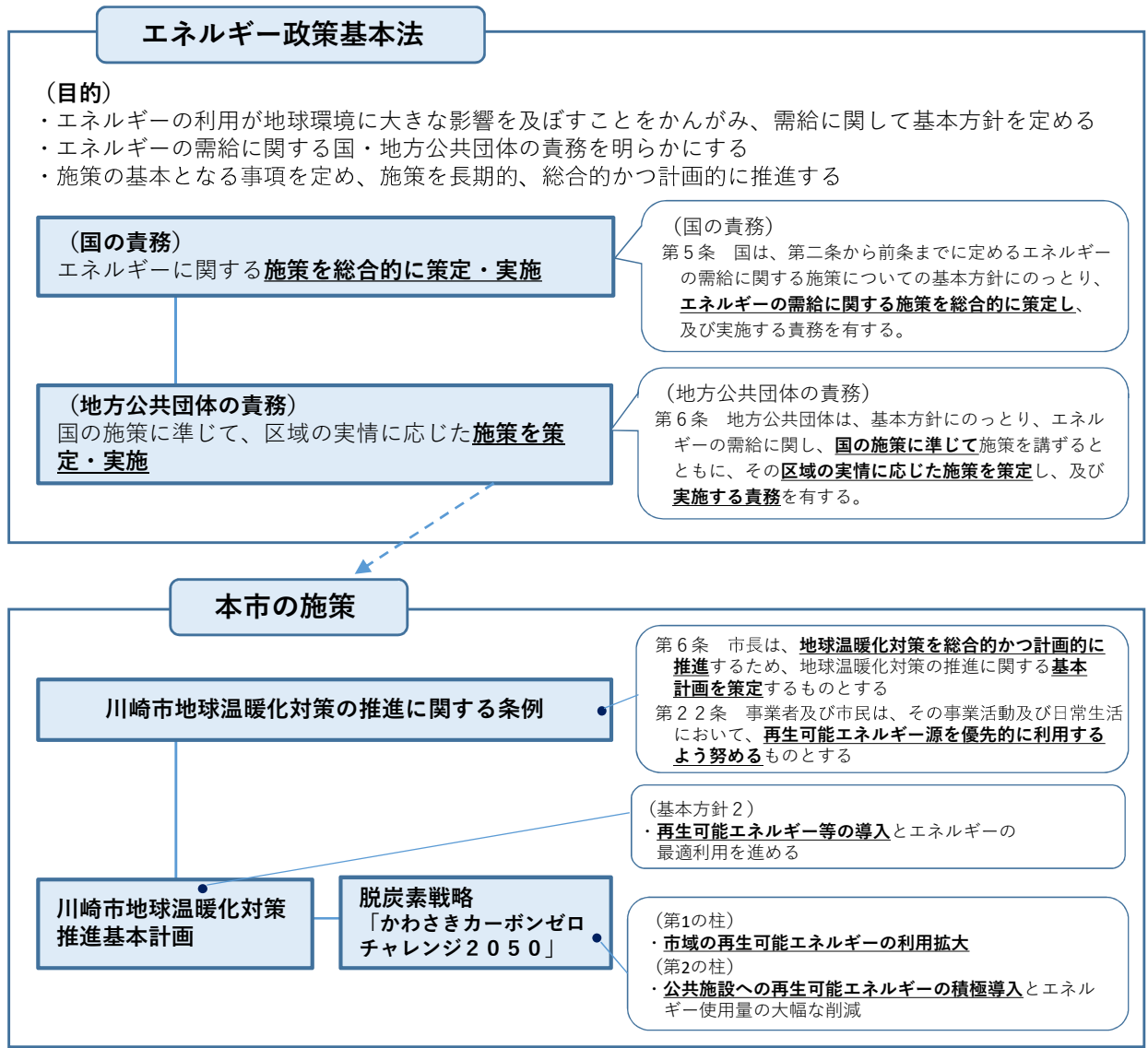
脱炭素戦略のさらなる進展を求める陳情

資料 1 陳情第 7 2 号説明資料 脱炭素戦略のさらなる進展について

環 境 局

1 エネルギー政策基本法と本市の条例・計画等

エネルギーに関する国の法律と、それに基づく本市の条例、計画等の法体系は次のとおり定められている。



2 再生可能エネルギー設備導入の取組

- ・再生可能エネルギーの導入推進は、二酸化炭素排出量を抑制するとともに、自立分散型電源として災害による停電時に活用が可能である。
- ・川崎市地球温暖化対策推進基本計画では30の施策の1つに「エネルギーの地産地消・自立分散の推進」を位置づけ、次のような取組を実施している。

(1) 市民・事業者向け取組

①「スマートハウス補助金」による設備導入支援

災害時にも活用する住宅用発電設備と蓄電池を併せた導入などに対し補助を実施。
・これまでの太陽光発電設備補助累計は**21,765kW** (5,772件)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (1月末時点)
補助金交付額(千円)	14,492	18,965	16,577	26,602
太陽光発電設備	125件	152件	106件	119件
リチウムイオン蓄電池	39件	80件	96件	191件
家庭用燃料電池	40件	22件	19件	33件

②「エコ化支援補助金」による設備導入支援

中小規模事業者の再生可能エネルギー源設備や蓄電池、省エネ設備導入などに対し補助を実施。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (1月末時点)
補助金交付額(千円)	11,040	10,890	8,000	3,030
再エネ・省エネ設備	17件	14件	14件	3件

(2) 公共施設への再生可能エネルギー設備導入

- ・これまでに本市公共施設に導入された太陽光発電設備は約**4,200kW**
- ・学校や区役所などの防災拠点を中心に導入している

設備	内容	学校	区役所等	合計
太陽光発電設備	件数	85件	54件	139件
	容量(kW)	約1,100	約3,100	約4,200
蓄電池	件数	56件	5件	61件
	容量(kWh)	約586	約614	約1,200

【本市の考え方】

今後とも、再生可能エネルギー設備の導入の推進により、脱炭素社会の実現を目指すとともに、災害時のエネルギーを確保し、安心・安全のまちづくりを目指していく。

【本市の考え方】

エネルギー政策基本法及び川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例等に基づき、今後とも効果的な施策を打ち立て、再生可能エネルギーの導入を推進していく。

陳情第72号説明資料 脱炭素戦略のさらなる進展について（2／2）

3 脱炭素社会の早期実現に向けて

気候変動の影響は今まさに私たちの生活に大きな影響を与えており、差し迫った課題となっている。「IPCC1.5℃特別報告書」では、気温上昇を1.5℃以下に抑えるには、**2050年にはCO₂排出を実質ゼロに抑えることが必要**とされている。本市はこの実現に向けて、気候変動への対応を先導する具体的な取組を実践するために脱炭素戦略を策定した。

（1）基本計画の改定

今後、脱炭素戦略「**かわさきカーボンゼロチャレンジ2050**」や**国の動向**を踏まえ、**基本計画の改定**を実施し、2050年の脱炭素社会の実現に向けた目標を設定するとともに、基本計画に基づく実施計画を策定し具体的な取組を位置づけ、計画的に進行管理していく。

本市の地球温暖化対策の計画等

川崎市地球温暖化対策推進基本計画

- ・2010年10月策定（2018年3月改定）
- ・2050年CO₂等排出量**80%削減**を長期的水準とした**2030年の目標や、具体的な取組**を位置づけ、計画的に進行管理

2018年
低炭素化の取組



かわさきカーボンゼロチャレンジ2050

- ・2050年CO₂排出量実質**100%削減**に向けた**2030年マイルストーン**や、**基本的な考え方、先導的な取組**などを掲載
- ・気候変動問題が喫緊の課題であり、このことをあらゆる主体と認識を共有し、取組を加速化させる

2020年
脱炭素化の取組のスタート地点

国の脱炭素化に向けた動向

- 国においても2050年の脱炭素社会を目指すことを表明し、様々な動きが加速化
- ・経済産業相が「**再生可能エネルギーを上位の主力電源**にしていく」と表明
- ・洋上風力の普及に向けた長期計画「**洋上風力産業ビジョン**」の策定
- ・「**地球温暖化対策推進法**」の改正を予定
- ・脱炭素化を意識した**エネルギー基本計画**の見直しの検討を開始
- ・2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定
⇒「**再エネ比率50～60%**を参考値として提示」

川崎市地球温暖化対策推進基本計画（改定作業中）

- ・2050年CO₂排出量実質**100%削減**に向けた**2030年の目標設定**や、**基本計画に基づく実施計画**を策定し具体的な取組を位置づけ、計画的に進行管理するよう改定する。

（2）2030年マイルストーンの達成に向けての取組

脱炭素戦略では現行の「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」における2030年のCO₂排出量目標値（約1,950万t-CO₂）と、バックカスティングで算出した2030年の数値（約1,850万t-CO₂）との差 約100万t-CO₂を「2030年マイルストーン」と位置付けた。このマイルストーンの達成に向け、3つの取組の柱を設定し、指標や取組例を次のように示している。

第Ⅰの柱

市民・事業者などあらゆる主体の参加と協働により
気候変動の緩和と適応に取り組む

【指標例】

- ・市域の再生可能エネルギー導入量25,000kW分以上増加
- ・1人当たりの家庭系フロンガス削減2.5%削減

（取組例）

- ・民間事業者等と連携した廃棄物発電等の再生可能エネルギーの地域活用
- ・プラスチック資源循環の取組強化

第Ⅱの柱

川崎市自らが率先して行動を示す

【指標例】

- ・市庁舎や区役所等の主要な公共施設のRE100達成
- ・市役所のエネルギー使用量10%削減

（取組例）

- ・公共施設への再生可能エネルギーの積極導入とエネルギー使用量の大幅な削減
- ・職員の率先行動の徹底

第Ⅲの柱

環境技術・環境産業の集積等の強みを最大限に活かし
川崎発のグリーンイノベーションを推進する

【指標例】

- ・川崎メカニズム認証制度等における域外貢献量500万t-CO₂以上
- ・低CO₂川崎ブランド認定を累計150件以上

（取組例）

- ・グリーンイノベーションの機能強化と国際貢献の推進
- ・脱炭素化に取り組む企業への新たな支援・評価手法の構築

【本市の考え方】

- 今後の川崎市地球温暖化対策推進基本計画改定等において、**より具体的な目標や取組を設定する。**
- 環境調整会議及び温暖化対策庁内推進本部を統合し、**市長をトップとする新たな会議体を設置し、全庁を挙げての取組の強化を図る計画としている。**

➡ **2050年の脱炭素化の確実な実現に向け取組んでいく。**

会議体の体制の変更（案）

環境調整会議

温暖化対策庁内推進本部

川崎市環境行政・
温暖化対策推進総合調整会議

陳情第72号説明資料 脱炭素戦略のさらなる進展について（参考資料1／3）

○他都市の再生可能エネルギーに関する条例等の状況

政令指定都市の温暖化対策や再生可能エネルギーの条例、計画の策定状況は次のとおり

No.	都市名	条例			温暖化対策実行計画
		環境全般	温暖化対策	再エネ	
1	札幌市	○	—	—	○
2	仙台市	○	○	—	○
3	さいたま市	○	—	—	○
4	千葉市	○	—	—	○
5	川崎市	○	○ ※ 1	—	○
6	横浜市	○	—	—	○
7	相模原市	○	○	—	○
8	新潟市	○	—	—	○
9	静岡市	○	—	—	○
10	浜松市	○	—	○ ※ 2	○
11	名古屋市	○	—	—	○
12	京都市	○	○	—	○
13	大阪市	○	—	○ ※ 3	○
14	堺市	○	—	—	○
15	神戸市	○	—	—	○
16	岡山市	○	—	—	○
17	広島市	○	○	—	○
18	北九州市	○	—	—	○
19	福岡市	○	—	—	○
20	熊本市	○	—	—	○

本市の条例と、他都市の再エネ条例における再エネに関する条文の抜粋

※ 1 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例

第22条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活において、再生可能エネルギーを優先的に利用するよう努めるものとする

※ 2 浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

第3条 市は、適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
 2 市は、教育活動、広報活動等により、再生可能エネルギーの導入等に関する市民の理解を深めるよう努めるものとする。
 3 市は、エネルギーの利用に当たっては、再生可能エネルギーの利用に努めるものとする。

第6条 市民及び事業者は、適正な再生可能エネルギーの導入等に努めるものとする。
 2 市民及び事業者は、再エネ施策に協力するよう努めるものとする。

※ 3 大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例

第7条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活に関し、優先的に再生可能エネルギーの導入に努めなければならない。
 2 事業者は、再生可能エネルギーの導入に寄与する製品の製造、販売その他の提供又は輸入を行うとともに、当該製品の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報を提供するよう努めなければならない。
 3 本市は、廃棄物に含まれるバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を利用した発電等を積極的に推進するなど、自ら優先的に再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、事業者及び市民による再生可能エネルギーの導入を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 4 本市は、事業者及び市民が大学、研究機関等と連携して行う再生可能エネルギーの導入の促進に資する技術等の研究、開発等を支援するよう努めるものとする。

陳情第 7 2 号説明資料 脱炭素戦略のさらなる進展について（参考資料 2 / 3）

温暖化対策推進計画に基づいてR3年度に取り組む主な事業

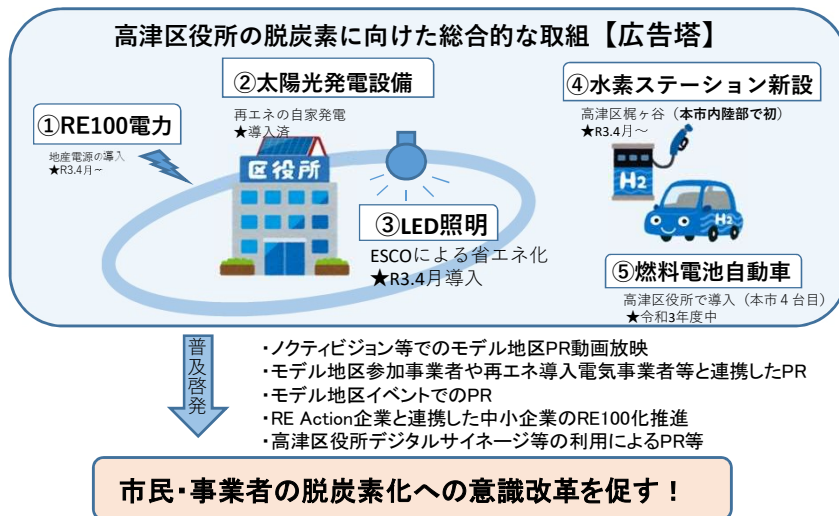
(1) 脱炭素モデル地区【脱炭素アクションみぞのくち】（新規）

脱炭素化都市の身近な取組の具体像を示すショーケースとなるようなモデル地区を創設し、CO2削減、適応策、資源循環、生態系の保全など、脱炭素化をはじめとする先進的な取組を集中的に実施



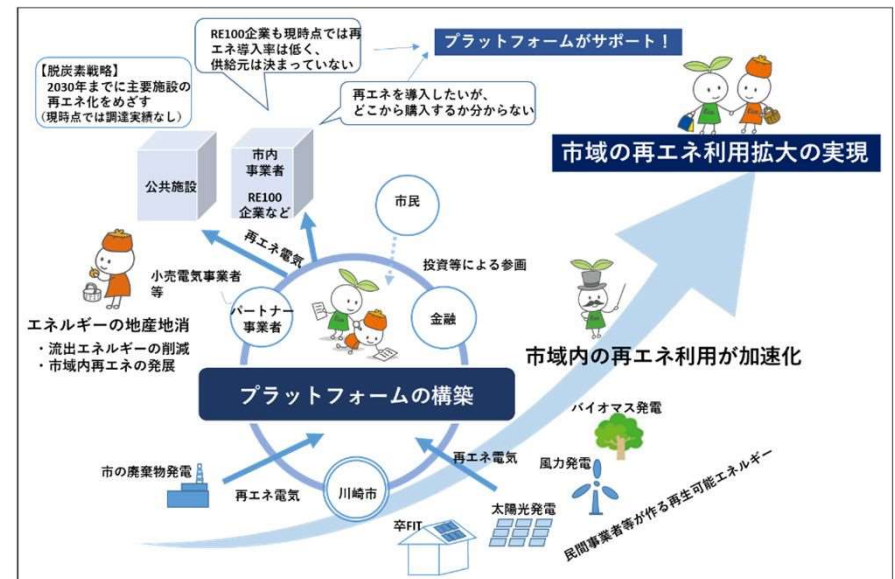
（２）高津区役所のモデルケース化（新規）

高津区役所が脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」の中心的施設として、脱炭素化へのショーケースとして総合的な取組を示し、市民の意識改革・行動変容を促す。



(3) 廃棄物発電の有効活用検討の推進(拡充)

- ・本市には、**大規模なごみ焼却施設**（処理能力合計約2,000t/d）や、**全国有数の民間バイオマス発電所、メガソーラー設備**等を有しており、また、**需要面でも再エネ導入**のニーズが高まっている。
- ・橋処理センター稼働に伴い、発電能力の飛躍的増大が見込まれており、現在、民間と連携した**小売電気事業（地域新電力会社）**等への参入も視野に入れた効果的な手法について検討を進める。
- ・**需要・供給の両面から市域の再エネ利用を拡大**させ、さらにはイノベーションの誘発を図る。



○再生可能エネルギー利用拡大に向けた取組イメージ

第1段階

- 令和5年度の発電量の飛躍的な増加を契機に、廃棄物発電を活用した多様な主体が参画するプラットフォームの構築などの取組を開始
- 主要な公共施設の使用電力の再生可能エネルギー100%導入を達成

第2段階

- 使用電力の再生可能エネルギー100%導入を全ての公共施設に拡大
- 再生可能エネルギーを必要としている民間事業者に向けて供給を開始
- 民間事業者の再生可能エネルギー電源等と連携し、市域内で活用

最終段階

- 市域のポテンシャル等を活かしながら、国が参考値として提示している令和32（2050）年の再生可能エネルギー電源比率50～60%またはそれを超える利用を市域でめざす

陳情第72号説明資料 脱炭素戦略のさらなる進展について（参考資料3／3）

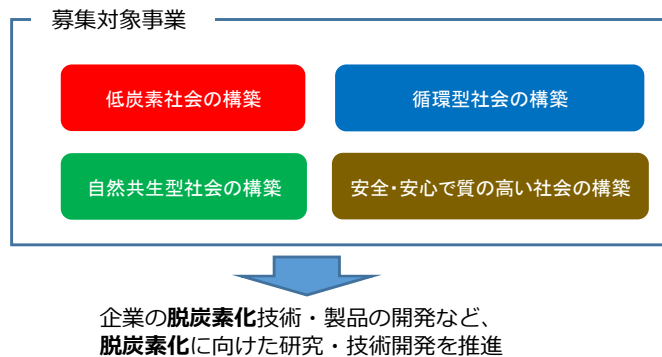
（４）グリーンイノベーションの推進（継続）

環境と経済の連携によるグリーンイノベーションの推進

- ・低CO₂川崎ブランド/川崎メカニズムの認定・認証（環境局）
- ・グリーンイノベーションの案件創出に向けた研究会の開催（環境局）
- ・川崎国際エコビジネスフォーラムの開催（環境局）
- ・川崎国際環境技術展の開催（経済労働局）
- ・産官学民の連携ネットワーク「かわさきグリーンイノベーションクラスター」を通じた、JCM（二国間クレジット制度）事業や川崎エコタウン等におけるFS（事業化可能性調査）事業の実施（経済労働局）

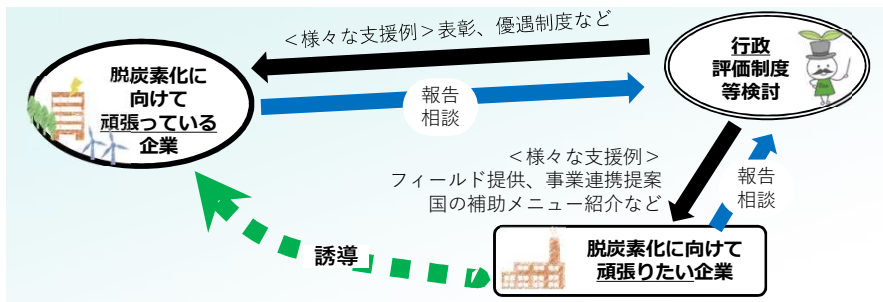
（５）産学公民連携事業の推進（拡充）

- ・産学公民の多様な主体との連携により、地域の環境課題解決や環境改善を目指した共同研究を実施



（６）脱炭素化に取り組む企業への新たな支援・評価手法の構築（新規）

- ・脱炭素化に向けて「頑張りたい企業」を「頑張っている企業」へ誘導



（７）庁舎等建物内照明のLED化（拡充）

- ・LED化による市役所からのCO₂排出量の削減を推進
- ・全庁のLED化に向けて環境局主導にてモデル事業を実施

対象予定施設数 40施設
CO₂削減効果見込 約800トン

（８）再生可能エネルギー電力の導入（新規）

- ・脱炭素モデル地区の高津区役所等への再エネルギー100%電力の導入（本市公共施設初）

対象施設予定 高津区役所、橘出張所、高津市民館橘分館、高津図書館
CO₂削減効果見込 約400トン

（９）次世代自動車の普及促進（拡充）

- ・公用車への率先導入を行うほか、民間事業者と連携した取組を推進
燃料電池自動車（FCV）・PHV（プラグインハイブリッド車）・電気自動車（EV）の普及促進

（１０）環境エネルギー施策の推進（継続）

- ・温暖化対策に効果的かつ災害時にも活用できる太陽光発電システムや蓄電池の導入補助を実施

○スマートハウス補助金

- ・住宅への創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入の補助を実施

○中小規模事業者エコ化支援補助金

- ・市内中小規模事業者への再エネ利用設備及び省エネ設備の導入に対する補助を実施

（１１）環境教育事業の推進（拡充）

- ・脱炭素社会の実現につながる市民・事業者の行動変容の促進に向け、環境教育・学習を推進

（１２）プラスチック資源循環の取組推進

- ・令和2年11月に策定した「川崎市プラスチック資源循環への対応方針」に基づき、プラスチック製容器包装の分別率向上など36の取組を推進

（１３）その他の脱炭素化に寄与する取組例

○本庁舎等建替事業（継続）

- 新本庁舎における最適なエネルギー管理の実現に向けた取組の推進

○五反田川放水路整備事業（継続）

- 五反田川の洪水全量を放流する放水路の整備を推進（適応策）

○特別緑地保全地区等整備事業（継続）

- 緑地保全の推進により、地球温暖化対策、生物多様性等の保全等を推進